

別表第10(調査票使用区分)

変更案						変更前						変更理由	
別表第10（調査票使用区分）						別表第7（調査票使用区分）						○母集団名簿を平成24年 経済センサス－活動調査に 変更することに伴い修正す る。 ○専門量販店販売統計調 査の組み入れにより変更 する。	
調査票名	調査票の区分	提出 部数	提出 期日	提出 先	備 考	調査票名	調査票の区分	提出 部数	提出 期日	提出 先	備 考		
商業動態調査票 (大規模卸売店用) （別表第1）	調査票の名称の下に（平成○年7月分）の記載あり、使用する年月を特定したもの。	2部	翌月10日	都道府県知事	経済センサス－活動調査の結果を基に標本の切替えを行った後、最初の月に使用する調査票（調査の開始月の前月分を調査する欄がある。）。	商業動態調査票 (大規模卸売店用) （別表第1）	調査票の名称の下に（平成○年7月分）の記載あり、使用する年月を特定したもの。	2部	翌月10日	都道府県知事	商業統計調査の結果を基に標本の切替えを行った後、最初の月に使用する調査票（調査の開始月の前月分を調査する欄がある。）。		
商業動態調査票甲 (大規模卸売店用) （別表第2）	調査票の名称の下に（平成 年 月分）の記載あり、使用する年月を特定しないもの。	2部	翌月10日	都道府県知事	経済センサス－活動調査の結果を基に標本の切替えを行った後、最初の月以外に使用する調査票。	商業動態調査票甲 (大規模卸売店用) （別表第2）	調査票の名称の下に（平成 年 月分）の記載あり、使用する年月を特定しないもの。	2部	翌月10日	都道府県知事	商業統計調査の結果を基に標本の切替えを行った後、最初の月以外に使用する調査票。		
商業動態調査票乙 (一般事業所用) （別表第3）	調査票の名称の下に（この調査票は貴事業所の調査が開始された月のみ使用するものです。）と記載のあるもの。	2部	翌月10日	都道府県知事	調査の開始月のみ使用する（調査の開始月の前月分を調査する欄がある。）。	商業動態調査票 (一般事業所用) （別表第3）	調査票の名称の下に（この調査票は貴事業所の調査が開始された月のみ使用するものです。）と記載のあるもの。	2部	翌月10日	都道府県知事	調査の開始月のみ使用する（調査の開始月の前月分を調査する欄がある。）。		
商業動態調査票乙 (一般事業所用) （別表第4）	調査票の名称の下に（ ）の記載がないもの。	2部	翌月10日	都道府県知事	調査の開始月の翌月から使用する。	商業動態調査票乙 (一般事業所用) （別表第4）	調査票の名称の下に（ ）の記載がないもの。	2部	翌月10日	都道府県知事	調査の開始月の翌月から使用する。		
商業動態調査票丙 (百貨店・スーパー用) （別表第5）		1部	翌月15日	経済産業大臣		商業動態調査票丙 (大型小売店用) （別表第5）		1部	翌月15日	経済産業大臣			
商業動態調査票丁1 (コンビニストア7用) （別表第6）		1部	翌月15日	経済産業大臣		商業動態調査票丁 (コンビニストア7用) （別表第6）		1部	翌月15日	経済産業大臣			
商業動態調査票丁2 (家電大型専門用) （別表第7）		1部	翌月15日	経済産業大臣									
商業動態調査票丁3 (ドラッグストア7用) （別表第8）		1部	翌月15日	経済産業大臣									
商業動態調査票丁4 (ホームセンター用) （別表第9）		1部	翌月15日	経済産業大臣									